



川越

—No. 366—

9月10日

■発行所 川越市役所 ■電話 川越 (0492) 24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 瀧二 ■編集 企画財政部企画課

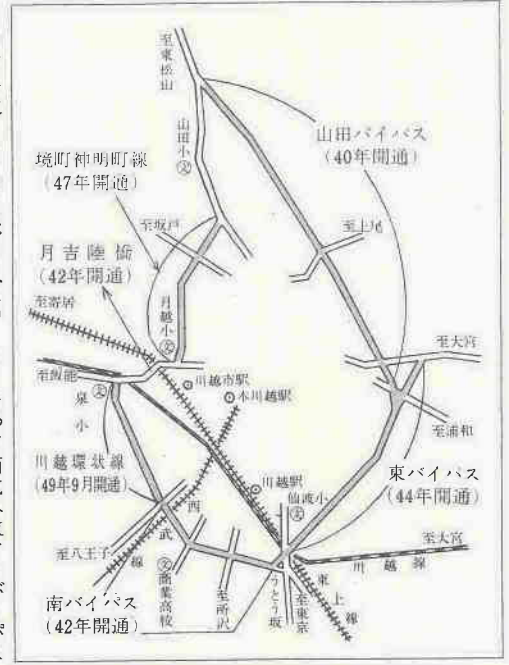
市街地一周バイパス完成



川越環状線
まもなく開通

県道川越日高線の今成地内から市街地の西側を走り、脇田新町地内の国道一六号線に至る川越環状線の新設工事はこのほどほぼ完成し、いよいよ九月二十四日の午前九時から開通になります。

川越市のバイパス工事は着々と進んで、まず昭和四十年に山田バイパス(現在の国道三五四号線の一部)が一時的に開通(本格開通は四十二年)したので続いて、四十二年には南バイパス(同一六号線の一部)、四十四年には東バイパス(同一六号線と二五四号線の一部)が開通になり、市街地の東側



この川越環状線が開通しますと、市街地を一周する完全バイパス化が完成し、市街地の交通量はさらに緩和されるものと大きな期待が寄せられています。

延長は一、三九三メートル

環状線の概要

川越環状線の工事は、昭和四十五年から始まったもので総工費は五億円。総延長は千三百九十三メートルで、幅員は十六メートル(このうち両側にそれぞれ一・五メートルの歩道ができます)。

このほか、真土川など三方所にボックスカルバート(橋)が、また自転車も通行できる横断歩道橋が一カ所設置になります。

主な内容

- 市街地一周バイパス完成、納期のご案内 1 P
- 9月10日は下水道促進デー 2~3 P
- 考えておこう地震時の避難方法、老人の一般健康診査、敬老年金、秋の交通安全運動、同和問題をみんなで考えよう⑩ほか 4~5 P
- 写真ニュース、まちのひろば 6~7 P
- 巡回市民相談、第25回文化財めぐり、市民体育祭、種痘の接種、レントゲン撮影、三歳児検診、ごみ収集代替日ほか 8~9 P
- 川越の歴史⑩、季節の話題・メモ、愛のプレゼント、短歌だより 10 P
- 市議会交通対策特別委員会報告 11~18 P

納期のご案内

今月は、国民年金保険料第2期分と下水道受益者負担金第2期分の納期です。

9月30日までに納めましょう。





下水道建設を急ごう
公害を防ぎ美しい自然をとりもどすために

建設省 都道府県・市町村 日本下水道協会
厚生省 下水道事業センター 建設広報協議会

下水道促進デー よう“水洗化”

九月十日は「全国下水道促進デー」です。この日を機会に、下水道に対する理解と関心を深めていただくため、皆さんにかかわりが深い問題をいくつか取り上げて、ご紹介することにしました。

市下水道事業の概要

五年後は普及率七八%に

川越市の下水道事業は昭和六年度から着手し、途中一時中断しましたが、新たに昭和三十五年から第三期下水道事業として発足し、現在に至っております。

この第三期事業のなかで、昭和四十六年度を初年度とする第三下水道整備五カ年計画では、総投資額三十六億円を見込んでおりますが、昭和四十九年までにそのうちの九八割を消化するところとなっております。しかし川越市の四十九年度末の下水道普及率(見込)は、市街化面積に対して三二・六割と全国平均を約一〇割上回るものの、欧米諸国と比べるとまだまだ低く、市民の要望に応じきれないのが現状です。

こうした中で、生活環境の整備、公共用水域の水質環境基準達成など下水道整備の必要性が全国的に高まっているため、建設省は昭和五十年度を初年度とする第四次下水道整備五カ年計画をスタートさせ

せるため準備を進めています。川越市としては、国のこの計画にあわせた第四次五カ年計画に、事業費二百五十二億六千万円を要望しており、これによって昭和五十四年度末には、市街化面積に対し七八割の普及率となります。

三年以内に水洗化を

公共下水道が近代的な技術と巨額の資金を導入して整備されてもこれを利用しない限り、下水道の目的を果すことはできません。そこで昭和四十六年六月、下水

資金 九万円まで無利子で 基金制度も新設

川越市の下水道処理区域も年々拡大され、それに伴って水洗可能な世帯も多くなっていますが、水洗便所の普及率は区域内七〇割であり、まだ残りの三〇割の方々は水洗化されていません。

そこで市では、水洗化の普及を図るために、国民年金積立金から利子を払って特別融資を受けて、一世帯に対し九万円を限度として無利子の貸し付けを行っています。またこれとは別に基金制度を新設し、改造に多額の費用を要する方に対し、年利三・六割で三十万円までの特別貸付も行っています。また、処理区域内にお住いの方または家屋をお持ちの方で、資金の関係で改造できない方は、この制度を利用して一日も早く改造されるようおすすめします。

厳しくなった規制

県では本年七月一日付で除害施設設置要綱を定めました。これは下水道法その他の法令で規定している以外の、下水道の施設に障害を与えるおそれのある水量・水質の取扱いと、障害を除去するための施設の設置など必要な措置について定めたものです。

これによると、下水道法では対象外になっている悪質下水でも、生物化学的酸素要求量と浮遊物質量で一日最大排出量が二十立方メートル以上のものは、除害施設を設置することになります。

工事は指定工事店で
公共下水道が新しく設置された地域は、使用開始の告示を行った後に下水道の使用ができるわけですが、使用するときは必ず市に届け出るとともに、その工事は市が指定した工事店に依頼して施行してください。

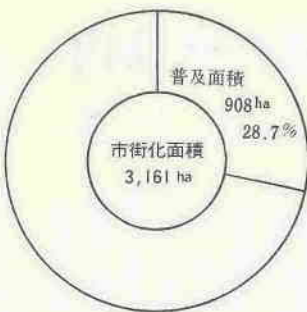
公共下水道を 進めている都市

関東地方、49年4月現在

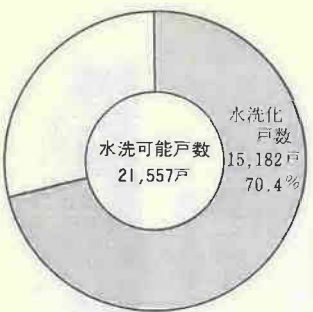
- 茨城県
水戸、日立、土浦、勝田、結城、取手、古河、学園都市、下館、石岡、潮来町、守谷町
- 栃木県
宇都宮、足利、小山、佐野、鹿沼、真岡、黒磯、栃木、壬生町
- 群馬県
前橋、高崎、桐生、太田、館林、伊勢崎、伊香保町、草津町
- 埼玉県
川口、浦和、大宮、川越、熊谷、鴻巣、上尾、越谷、草加、秩父、与野、飯能、戸田、東松山、鳩ヶ谷、所沢、志木、久喜、桶川、行田、蕨、和光、入間、狭山、北本、富士見、朝霞、八潮、深谷、吹上町、坂戸町外
- 千葉県
千葉、松戸、習志野、茂原、成田、佐倉、木更津、野田、市川、柏、佐原、我孫子、銚子、八千代、君津外、流山、船橋、市原、鎌ヶ谷、白井町、四街道町、酒々井町、沼南町、袖ヶ浦町、印西市
- 東京都
区部、武蔵野、府中、調布、小平、小金井、国立、国分寺、昭島、青梅、三鷹、八王子、立川、町田、東久留米、狛江、福生、保谷、羽村町
- 神奈川県
横浜、横須賀、小田原、茅ヶ崎、相模原、逗子、秦野、海老名、伊勢原、川崎、藤沢、鎌倉、平塚、大和、厚木、座間、南足柄、箱根町、湯河原町、寒川町

9月10日は 進め

公共下水道普及状況
昭和49年3月末現在



水洗便所普及状況
昭和49年7月末現在



下水道促進をテーマに 作文・標語などを募集

日本下水道協会と日本水道新聞社では、下水道促進デーにちなんで、次の要領で作品を募集します。なお市ではこれらの作品の取りまとめをいたしますので、十月五日(土)までに左記へ提出してください。

提出先 川越市元町一丁目三十一

募集作品

① 作文の部

一、市下水道部下水道監理課排水設備係(☎2418811、内線三三六・三三七)

- ▽題材：下水道促進に関するもの
- ▽応募資格：小学生、中学生
- ▽字数：小学生11千〜16千、中学生11千〜2千
- ▽賞：小学生、中学生とも各特選一点(日本下水道協会会長賞)、入選三点(副賞)
- ② 標語の部
- ▽題材：下水道促進に関するもの
- ▽応募資格：自由(制限なし)
- ▽賞：特選一点(厚生大臣賞と副賞)、準特選一点(日本水道新聞賞)
- ③ 社賞と副賞、入選三点(副賞)
- ▽題材：下水道促進に関するもの
- ▽賞：小学生、中学生とも各特選一点(建設大臣賞と副賞)、入選三点(副賞)

※審査結果は、昭和四十九年十一月中旬、日本下水道新聞紙上で発表の予定です。

町内別水洗便所普及状況 昭和49年7月31日現在

町名	100	200	300	400	500	600	900
旭町1丁目							72.0%
旭町2丁目							73.3
旭町3丁目							97.7
新宿町1丁目							61.5
新宿町2丁目							68.0
新宿町3丁目							47.5
新宿町5丁目							68.3
石原町1丁目							74.5
今成町							22.9
手成町							75.0
大岸町1丁目							61.4
大岸町2丁目							30.8
喜多保町							70.8
久保町							72.2
郭町1丁目							70.0
郭町2丁目							73.0
栄町							25.0
小仙波町1丁目							73.9
小仙波町2丁目							85.1
小仙波町3丁目							96.9
小仙波町4丁目							94.7
小仙波町5丁目							96.8
幸光町							58.8
三保町							78.5
久保町							79.2
多富町1丁目							50.0
多富町2丁目							76.1
神原町							64.2
末広町1丁目							45.6
末広町2丁目							52.5
末広町3丁目							64.3
菅原町							63.0
仙波町1丁目							90.4
仙波町2丁目							91.8
仙波町3丁目							83.2
仙波町4丁目							94.1
仙波町4丁目							97.5
通仲町							44.0
通仲町							59.0
中原町1丁目							68.7
中原町2丁目							72.6
西小仙波町1丁目							68.4
西小仙波町2丁目							82.4
野田町1丁目							74.6
野田町2丁目							58.7
野田町							66.7
氷川町							100.0
東田町							29.3
富士見町							84.6
松江町1丁目							67.3
松江町2丁目							80.1
南通町							78.6
宮下町1丁目							69.1
宮下町2丁目							50.6
宮元町							60.6
元町1丁目							73.5
元町2丁目							63.1
連雀町							71.2
六軒町1丁目							79.2
六軒町2丁目							66.1
脇田町							66.2
脇田町							48.6
脇田町							51.6
脇田町							11.6

冷静な行動が身を守る

考えて地震時の避難方法

大地震はいつどこで起こるかまったく予測できません。そこで、皆さんが建物の内部にいるとき地震が発生した場合に、どのように行動したらよいか、その避難方法などについて考えてみましょう。

木造の建物内にいたとき

最近の木造建物は、耐震性が十分考えられています。木造建物の場合の注意点は、エレベーターは停電などの場合停止するおそれがあるので利用しないようにしましょう。また、エレベーターは停電などの場合停止するおそれがあるので利用しないようにしましょう。また、エレベーターは停電などの場合停止するおそれがあるので利用しないようにしましょう。

鉄筋コンクリートの建物内にいたとき

次に具体的な場所での例をいくつか説明してみましょう。

デパートの場合

地震の際に建物が破壊した例としては、福井地震のときに八階建てデパートがありましたが、このときは幸い人命の被害はありませんでした。

学校の場合

授業中に地震があったら机の下に身を隠すのが原則です。コンクリート造の校舎の場合は、避難の必要がないぐらいですが、先生の指示に従って行動してください。

映画館の場合

天井が落ちたりするので、低い姿勢で座席の前に身をかがめて様子を見ましょう。出口や階段へ殺到すると群衆事故を招く危険性があります。

病院の場合

木造の病院では、ベットの陰にかくれるのが安全です。コンクリート造の場合は、ほとんど避難の

事務所など

木造の場合は、机の陰に低い姿勢で身をかくしてください。二階にいる場合は、前にも述べましたが一階へ降りない方が安全です。

火災防止に全力を

地震の際は、どんな場合でも火の処置は必ず実行してください。地震のときに火災を防ぐことは、何といっても第一条件ですから、みんなが注意しましょう。このことをもう一度肝に命じておいてほしいものです。

初期消火の表彰

川越地区消防組合消防本部では火災防止・人命救助などに協力された方に対し感謝状を贈り、表彰しています。今回は次の方が受賞しました。▽金田元次さん(石原町二五三一六、会社員) 七月一日、石原町正木屋酒店の火災の際に自宅から消火器を持参し初期消火に努めた功労。▽福沢清美さん(新宿町五一三一九、会社員) 八月十五日、新宿町新報製鉄の火災の際の早期発見に対する功績。

無料

老人の一般健康診査

市内にお住まいの六十五歳以上の方を対象とした一般健康診査を医療機関の協力を得て、今年も次のように実施します。この診査は、老人福祉法に基づいて聴診所見、栄養状態、血圧測定、尿の検査などを総合的に診査し、お年寄りの健康増進をはかるうとするもので、すべて無料です。該当する方は、お気軽に受診してください。日時 九月二十日から十月十九日までの午前九時～正午。対象は75歳以上の方。敬老会委員をとおしお手元へ。未満の方：三千円、▽八十五歳以上：五千円、▽このほか八十八歳以上の方には記念品を贈呈します。支給方法 民生委員の方を通じて九月十五日前後にお渡しします。なお、該当する方で、九月下旬になっても敬老年金が届かない場合は、老人・障害課(☎241881)へご連絡ください。

敬老年金 対象は75歳以上の方

市では、毎年九月十五日の敬老の日、市内にお住まいの七十五歳以上のお年寄りに敬老年金を支給しています。これは、多年にわたって社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝福するもので、今年も次の方が対象になります。資格 明治三十三年四月一日以前に生まれた方で、九月十五日現在で市内に住所がある方。年金額 七十五歳以上八十五歳未満の方：三千円、八十五歳以上九十五歳未満の方：五千円、九十五歳以上の方：七千円。申請先 敬老年金課(☎241881)。

秋の交通安全運動

交通遺児を励ます会など

昭和四十九年秋の全国交通安全運動は、九月二十一日(土)から三十日(月)までの十日間、成を手助けするとともに、全市民の交通安全に対する関心を高めるため、悲惨な交通事故を絶滅するために、行われるもので、純益は全額交通遺児に贈呈されます。皆さんのご協力をお願いいたします。川越市交通安全推進協議会と川越市交通安全母の会。日時：昭和四十九年九月三十日 午後一時半～四時半。会場：川越市民会館ホール。

モニターの物価調査

市では、消費生活モニターにお願いして、このほど第四回目の結果がまとまりましたのでお知らせします。

ハムなどやや値上がり

消費生活モニターによる価格調査表

品目	単位	価格		備考
		安値	高値	
小麦粉	1 kg	115	150	薄力粉、1等粉
食パン	1斤	80	100	普通品
ハム	100g	110	180	プレスハム、上級JAS規格品
豚肉	"	110	140	中肉
馬れいしょ	1 kg	75	150	普通品
玉ねぎ	"	75	150	葉玉ねぎを除く
みそ	"	168	290	並、袋入り
しょう油	2 l	370	450	濃口、上びん詰「キッコーマン印」
砂糖	1 kg	174	240	上白
食用油	1400g	366	720	天ぷら油、かん入り
トイレットペーパー	4ロール	180	245	6.5 m
ちり紙	800枚	160	260	普通品、ソフト仕上
灯油	18 l	630	700	白灯油、詰替え売り、配達
プロパンガス	10 kg	1,300	1,300	家庭用
せんたく用剤	2650g	460	740	合成洗剤、箱入り

※8月15日現在、特売品を除く。価格：円。

必ず納期限内に

国民年金保険料の納入

国民年金に加入の皆さん、保険料の納付はもうお済みですか。保険料の納期限は、三カ月分ずつ年四回にわけています。七月九日分の保険料の納期限は九月末までとなっていますから、納め忘れたことにもなりません。また敬老年金を受けるためには一定期間(年齢に応じて決められています)保険料を納めていることが必要となります。納付を怠りたりためてしまうと、金額も大きく納めにくくなります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。

前号から掲載を始めました「身体障害者へのエチケット」は、紙面の都合で今回は休ませていただきます。

同和問題をみんなで考えよう

これは、日本の歴史のなかで同和問題がいつどうして発生したのか、どのような経過をたどってきたかを考え、正しい理解をした上で、部落差別を完全に解消しようとするシリーズです。賤民の居住地域 賤民には、職業の制限のほか、居住地域の制限も行われました。徳川幕府は江戸に幕府を開くと、まもなく、東海道の中山道などの五街道を整え、交通網の整備に乗り出しました。道には江戸の日本橋を起点とした一里塚をつくりました。しかし、賤民部落のあるところはその里程計算に入れられていませんでした。たとえば、東海道の品川一里間は二里半とされていましたが、これには鈴ヶ森刑場付近の部落のある場所が含まれていませんので、実際にはもっと長かったのです。また部落は、町の数をかぞえる際にもそこからはずされたことが、はっきり記録に残されています。このように里数や町数の計算から部落を除いたことをみても、賤民をいかに差別し、いかに非道に扱ったかをうかがい知ることが出来ます。

したがって、部落の置かれた場所の多くは、農工商が住まない、あるいは住みながら不利な立地条件の極めて悪いところでした。川のほとり、川口、排水の悪い低湿地山かけ、谷間、傾斜地などがそれです。このような居住地域の制限という幕府のしめつけ政策が、部落の人たちを、劣悪な生活環境下で長い間苦しめてきたことは、同和対策協議会の答申でも指摘しているところですし、また県で製作した映画「差別一人間であること」などを見てもよくわかります。強力な支配体制をつくり上げて権力をほしめまわしていた徳川幕府も、十八世紀に入ると、だいにゆるぎはじめました。幕府や藩の収入は米を中心とする年貢で、一般武士の収入も俸給制だったために、これを貨幣にかえて消費生活を送っていました。ところが、貨幣経済が発達するにつれて、都市の生活水準は向上し、支出が多くなりました。それにつれて、政治的には無権利だった一部の大商人が、流通経済をにぎる武士の消費生活に寄生して富を重ね、経済的には幕府や藩の財政を左右するほど強力になりました。幕藩領主は苦しくなった財政を立て直すために、農民から取り立てる年貢をふやしたり、商人に新しい税金をかけたりましたが、このような経済的な変化は、封建支配体制に大きな影響を与え、その基礎をなしていた身分制度がゆるむ原因になったのです。



アメリカの退治

シロヒトリの退治 私たちの手で

アメリカシロヒトリの二回目の発生期を迎え、庭木や街路樹が荒されています。このため、南古谷の桜堤団地自治会は、「緑の大敵は私たちの手で」と防除班を結成、八月二十七日から三日間、同団地内(戸数約百八十戸)の梅・桜・プラタナス等に薬剤を散布しました。

市では、防除機(十三台)を無償で貸し出していますが、この貸し出しが土・日曜日に集中しているため、同自治会のママさんたちが防除機具のあいている平日に薬剤散布したものです。

はがしたり いたずらしないで!

盲人用の点字料金表設置

このほど、川越駅のキップの自動発売機と市内の主なバス停留所に、盲人用の点字料金表と点字時刻表が取り付けられました。

川越駅の自動発売機に取付けられた料金表は、視力障害者福祉協会と学校が東上業務局の許可を得て丸山先生が取付けたものです。

また、バス停留所の時刻表は、川越ロータリークラブと県立盲学校生徒会の協力で、100カ所(市内のバス路線は10系統あり、1系統10カ所ずつ)に設置したものです。

この標示は、いずれも盲人の方にとって、たいへん便利なものですから、はがしたりいたずらしないようにご協力ください。



「文化財を大切に」等 子どもたちが看板建て

—美久保子ども会—

八月二十九日、美久保子ども会の児童たちが中央公民館、喜多院、東照宮へ「文化財を大切に」「お花を大切に」「草木を大切に」などと書いた看板(十五本)を立てました。

この看板のほとんどは、子どもたちが作ったものです。子どもたちは、「この看板を見て、市民のみんなが文化財や花・草木を、よりいっそう大切にしてくれれば……」と話していました。



写真ニュース

みなさんのまわりで明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。

霞ヶ関北小PTAが 文部大臣表彰

8月29日、東京霞ヶ関の久保講堂で、霞ヶ関北小学校PTA(会長・人見正義氏、会員数1,390人、生徒数1,760人)が奥野文部大臣から表彰されました。

この表彰は、PTA活動の業績が特に顕著であったPTAを表彰しようとするものです。

同PTAは、両親学級、給食試食会、父母学習会、登校時の立哨指導、廃品回収等幅広く活動しており、今回これが認められ、この表彰となったもので、県内で2校(同PTAと本庄市立立本庄小PTA)です。

会員たちは、この表彰を機会に、本来のPTA活動に、よりいっそう力を入れたいと話しています。



まちのひろば

みんな集まれ!

ヤングフェスティバル

—福原地区—

福原青年会では、4Hクラブと共催で九月十六日(日)正午から午後五時頃まで、福原地区第一回ヤングフェスティバルを開きます。

この催しは、地区青少年の親睦と友情を深め、青少年の健全育成と地区の発展を目的としたもので、当日は、県警音楽隊の演奏をはじめ、のど自慢大会、ロックバンドの演奏、フォークソング、フォークダンスなども盛りだくさんな催し、金魚すくい、おでん、コーラ等の販売、不用品即売などの模擬店も出店します。

会場は、福原公民館庭ですが、雨天の場合は、福原中学校体育館を使用します。

主催者側では、対象は福原地区の青少年としていますが、他の地区の方もぜひ参加してほしいと呼びかけています。

映画と

花火の夕べ

—六軒町—

八月二十三日(金)に、六軒町公民館広場で、映画と花火の夕べが開かれました。

この催しは、夏休みも終りに近い一夜を、同地区のよい子たち

のために、六軒町青少年を守る会、同子ども育成会等が開いたものです。

この日、まず、映画「こねこのミコちゃん」「母と子と先生」

「北国の少年たち」の二本が上映され、その後、花火大会がありました。花火は、ねずみ花火や大筒など多数行われ、幼児から大人まで、集った約五百人の人たちが楽しい夜をすごしました。

市内各小学校地区

少年ソフト大会の結果

夏休みを利用して、各小学校地区で、盛大に、少年ソフトボール大会が行われました。その結果次のチームが優勝しました。

- 第一小学校地区 美久保(14)
- 川越小学校地区 宮元町(10)
- 中央小学校地区 連雀町(9)
- 仙波小学校地区 新宿一丁目(6)
- 岸町二丁目(6)
- 武蔵野小学校地区 脇田新町(12)
- 泉小学校地区 野田町一丁目(10)
- 月越小学校地区 石原町一丁目(10)
- 芳野小学校地区 老袋・谷中(6)
- 古谷小学校地区 宿(12)
- 南古谷小学校地区 南田島牛子(12)
- 高階南小学校地区 砂野町(9)
- 高階西小学校地区 砂新田(6)
- 高階北小学校地区 五ツ又ヤングラ

イオンス(6)

- 福原小学校地区 今福原(11)
 - 大東東小学校地区 寿町二丁目(7)
 - 大東西小学校地区 大高山(5)
 - 霞ヶ関・霞ヶ関南小学校地区 倉ヶ谷戸(23)
 - 霞ヶ関北小学校地区 霞ヶ関北二丁目(11)
 - 名細小学校地区 鯉井(17)
 - 山田小学校地区 石田(8)
 - 今成小学校地区 今成(6)
- 次回の大会もがんばってください。

家族そろって

団地まつり

—霞住宅団地自治会

—水久保東自治会

八月二十四日(土)・二十五日(日)の両日、霞ヶ関住宅団地自治会と水久保東自治会共催の「団地まつり」が行われました。

この「団地まつり」は、両自治会の住民が入居を完了した記念事業と、両自治会と近くの人々との交流を深めることを目的として行われたものです。

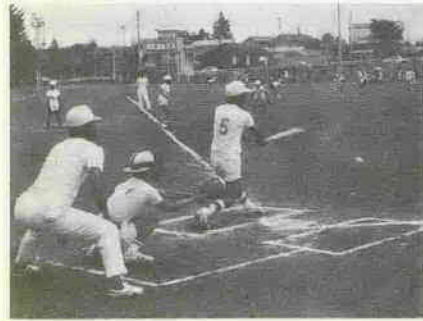
当日は、花火大会、盆踊り、金魚すくい、子どもみこしの他、お話太郎さんと遊ぼう、などの催しで家族そろって楽しみました。

子ども会で

夏休みバザー

—美久保子ども会—

八月二十五日(日)、美久保子ども会が、ひまわり幼稚園を借りて、「夏休みバザー」を行いました。同子ども会会員は百二十五人、夏休みに何か社会奉仕を……と話し



姉妹校の親善

少年ソフト大会

—月越・泉・今成

八月三十日(日)、月越小学校庭で、月越小・泉小・今成小(この三校は姉妹校です)の子ども会同士の親睦をはかることを目的として、少年ソフトボール大会を行いました。

この大会には、前記の各小学校地区少年ソフトボール大会で優勝・準優勝(月越小・石原町一丁目・事業団、泉小・野田町一丁目・今成町B、今成小・今成A・石原町二丁目)した各二チーム、計六チームが出場しリーグ戦を行いました。

選手たちは、親睦とはいえ自分たちの学校の名譽をかけてハッスルしていました。

種目	期日	会場	内容
野球	9/15・16・22・23・29	初雁球場ほか	町内対抗
レクリエーション	9/29	川女高新講堂	民踊、フォークダンス
ソフトボール	9/29、10/6・13	上戸運動公園ほか	町内対抗(壮年)
柔道	10/20	(仮称)武道館	団体・個人対抗
クレー射撃	10/6	日高国際射撃場	A:30歳まで、B:31~45歳、C:46歳以上
ライフル	10/10	伊勢原射撃場	大口銃銃・小口銃銃・空気銃
剣道	10/20	(仮称)武道館	小学生・中学生・大学一般の各部、団体・個人
陸上競技	10/13	初雁中グランド	一般の部(男子A:35歳以上、B:35歳未満)、女子、ジュニア(小・中・高)、その他共通種目
バレーボール	10/13・20	市民体育館 川越小体育館	一般男女:6人制、実業団男女:9人制 ジュニア男女(12歳以下):6人制
体操	10/16	市民体育館	中学OB・OG:規定、高校OB・OG:規定 器械、自由、団体徒手等
卓球	10/20	川商体育館	個人、一般男女、セミシニア男、シニア男 ママさん、その他複式等 ※1人2種目以内
軟式庭球	10/20	市営コート 市営コート	一般男子、一般女子 成年男:35~44歳 壮年男:45歳以上
弓道	10/20	市営弓道場	団体(3人):一般男女、個人:一般男子
バスケットボール	10/20・27	川高体育館 川商体育館	一般男子、職域男子、町内男子、ミニバスケット、一般女子、中学OB・OG ※1人1種別
空手	10/27	第一中体育館	形・組手・演武、団体・個人
バドミントン	10/27	市民体育館	一般男女・40歳代男女・家庭婦人・中学生の各部、ダブルス・シングルス
サッカー	10/27、11/10・17	初雁中グランド 東洋インキ	少年サッカー、実業団、クラブ

第27回 市民体育祭

ふるってご参加を!

市教委保健体育課 (☎24-8811内線316)

望の方は、各競技開催日の五日前までに、市教委保健体育課へ申し込みください。

参加資格:市内在住、在勤、在学の方で、各種目別競技団体の定める資格をお持ちの方

参加申込:書類による申し込みが原則です。

※くわしくは、同保健体育課へお尋ねください。

第25回 文化財めぐり

期日:九月二十七日(日)

午前九時、市役所横車庫前出発

小雨決行、昼食持参

コース:七曲井(狭山市)→高倉寺観音堂→円照寺の板碑(以上入間市)→能仁寺→長光寺→石灰焼場跡(以上飯能市)

定員:五十人(初参加の方を優先します)

申し込み:九月十七日から二十日までに市教委社会教育課(☎24-8811)へ申し込みください。

電話申し込みは不可。

費用:参加費用は無料ですが、拝観料として二百円前後は負担していただきます。

申込:九月十七日から二十日までに市教委社会教育課(☎24-8811)へ申し込みください。

電話申し込みは不可。

悩みごとの解決に

巡回 市民相談

9月30日(月)

名細公民館

皆さんの身の回りに何か困りごとはございませんか?

弁護士、行政相談委員、民生委員、建築士、学識経験者の方々および市の職員があなたのお悩みごとを解決できますようにお力添えをいたします。

相談業務には次のようなものがありますから、お気軽にお出かけください。なお、相談は無料、秘密は厳守します。

行政相談:市、県、国の行政全般に対する要望、苦情等

一般相談:親族、相続、借地、借家等家庭生活や社会生活

上の問題

法律相談:専門的解釈および判断を要する法律問題等についての相談

建築相談:家屋の新築、改築、および建築資金の問題等、建築に関するすべての相談

税務相談:市、県民税や固定資産税等の主に地方税についての相談

▽日時:九月三十日(月)、午前10時~午後四時

▽会場:名細公民館(大字鯉井二二〇、☎24-8811)

※くわしくは、市民サービス課(☎24-8811、内線八六二二)へお尋ねください。

お知らせ

忘れずに 衛生課 ☎24-8811 内線251~7 受けましょう

種痘接種 予防係(内線254~5)

昭和48年1月1日から同年6月30日までに生まれたお子さんを対象に、昭和49年度上期の種痘接種を行います。前(8月25日)号でお知らせしました会場のほか、次の4会場でも接種を行います。どちらの会場でも受けられますので忘れずに受けましょう。

問診票を送りましたから、必要欄に記入して、当日お持ちください。費用は無料です。

接種日	検診日	時間	会場
9.25(水)	9.30(月)	1.30~3.00	大東公民館
		1.30~2.30	月越小学校
9.26(木)	10.3(水)	1.30~3.00	霞ヶ関北公民館
9.27(金)	10.3(木)	1.30~3.00	高階公民館

▷問診票が届かない方および2歳未満の方で前回の時接種ができなかった方は、当日体温を計ってお出てください。

▷BCG、はしか、小児マヒの予防接種を受けて1ヵ月以内の方は接種できません。また反対に種痘接種後1ヵ月以内は、BCG、はしか、小児マヒの予防接種はできません。

▷特異体質のお子さんや、予防接種を受けるのに不適当と思われる疾病にかかっているお子さんは、事前にかかりつけの医師にご相談

ください。

▷スリッパを持参してください。

レントゲン間接撮影 予防係(内線254~5)

引き続き、次の各地区でレントゲン間接撮影を行います。15歳以上の方で、学校や勤務先などで受ける方を除き、もれなく受けるようにしましょう。費用は無料ですし、金具ボタンのついている衣服を除けばそのまま撮影できますので、お気軽に受けてください。

▷妊娠中の方は撮影できません。

▷どちらの会場でも受けられます。

<南古谷地区>

月日	時間	会場	区域
9.19(水)	9.00~10.30	南田島薬師堂	南田島、牛子
	11.00~12.00	並木公民館	並木、木野目
	2.00~4.00	桜堤入口	桜堤、わかば台
9.20(金)	9.00~10.30	生活改善センター	上久下戸
	11.00~12.00	下久下戸公民館	下久下戸
	1.30~3.30	松沢清吉氏宅前	宮本、萱沼
9.21(土)	9.00~10.00	今泉公民館	今泉
	10.30~12.00	渡井公民館	渡井
	1.30~3.30	古市場公民館	古市場

<古谷地区>

月日	時間	会場	区域
9.17(火)	9.00~10.00	下老袋玉泉寺	下老袋、東本宿
	10.30~11.30	蔵根公民館	蔵根
	1.00~3.00	古谷本郷 永川神社事務所	古谷本郷上・下
	3.30~4.30	握津公民館	握津
9.18(水)	9.00~10.00	小中居自治会館	小中居
	10.30~11.30	大中居公民館	大中居、高島八ツ島
	1.00~2.00	黒須公民館	黒須、古川端
	2.30~4.00	古谷公民館	宿、堀の内、沼端、二の関

<高階地区>

月日	時間	会場	区域
9.24(火)	9.30~10.30	砂新田春日神社	砂新田上
	11.00~12.00	砂新田五ツ又	砂新田下、五ツ又
	1.30~3.00	藤間文化会館	藤間上・中・下、藤間原
9.25(水)	9.30~10.30	砂新田 防衛庁団地	砂新田南、武蔵野
	11.00~12.00	寺尾勝福寺	寺尾、富士見
	1.30~3.00	藤間南町会 集会所	藤間南、富士ヶ丘、清水町、熊野町、稲荷町、諏訪町
9.26(木)	9.30~10.30	新河岸日枝神社	新河岸旭住宅
	11.00~12.00	砂横田不動産横	高砂
	1.30~3.00	砂会館	砂(1・2・3号)

<福原地区>

月日	時間	会場	区域
9.27(金)	9.30~10.30	中福第4出荷所	中福南
	11.00~12.00	中福第3集会所	中福北
	1.30~2.30	大野原出荷所	大野原
	3.00~4.00	下赤坂金子屋前	下赤坂上・下
9.28(土)	9.30~10.30	上松原公民館	上松原
	11.00~12.00	下松原神社	下松原上・下

お知らせ

<高階地区>

月日	時間	会場	該当地区
9.28(出)	1.30~2.30	皆川丈吉氏宅前	今福原
	3.00~4.00	砂久保神社	砂久保
9.30(月)	9.30~10.30	武蔵野公園	武蔵野自治会
	11.00~12.00	霞町公民館	霞町
	1.30~2.30	中台八雲神社	中台、事業団住宅今福宿舎、田園ハイツ
	3.00~4.00	今福公民館	今福上・下

3歳児検診 保健係(内線256~7)

次の各地区で3歳児検診を行います。今回は各地区ごとに、下記の期間に生まれた方が対象になっています。ご注意ください。

山田・名細・高階・大東=昭和45年8月1日~46年8月31日

霞ヶ関北=昭和45年7月1日~46年8月31日

南古谷=昭和45年9月1日~46年8月31日

▷時間はいずれも、午後1時~3時。

<山田地区>

月日	会場	該当地区
9.26(木)	山田公民館	全地区

<名細地区>

月日	会場	該当地区
9.18(水)	名細公民館	鯨井、上戸、平塚新田、平塚、下小坂
9.20(金)	名細農協第一支店	吉田、みよしの団地
9.30(月)	下広谷南公民館	下広谷北・南、富士見ハイツ

<大東地区>

月日	会場	該当地区
9.18(水)	大東公民館	大塚新田、豊田本、豊田新田、池辺

<霞ヶ関北地区>

月日	会場	該当地区
9.20(金)	霞ヶ関北公民館	角栄1班、2の1・2班、3・4班、11・12班
9.27(金)	"	角栄5の1・2班、6・7班、東武

<南古谷地区>

月日	会場	該当地区
9.20(金)	南古谷出張所	わかば台、わかば藤木あすなろ、桜堤
9.25(水)	"	川越ハイツ、南古谷団地古市場、河原町、ゆたか団地、桜堤第4、さつき団地、あゆみ団地

10月に狂犬病予防注射

衛生係(内線252~3)

狂犬病予防注射を行います。雨天でも実施

しますから最寄りの会場で受けてください。

1頭について、注射料390円、注射済票交付手数料60円の計450円をご用意ください。なお、49年度の登録が済んでいない犬は、注射の際、会場で受けてください。

▷会場では不用犬の引き取りはいたしません。

※くわしくは、衛生課衛生係(☎24-8811、内線252~3)へお尋ねください。

月日	時間	実施場所
10.1(火)	9.30~11.30	芳野出張所
	1.00~3.00	山田出張所
10.2(水)	9.30~11.30	南古谷出張所
	1.00~3.00	古谷出張所
10.3(木)	9.30~11.30	雀の森新宿公民館
	1.00~3.00	六軒町公民館
10.4(金)	9.30~11.30	藤間南集会所
	1.00~3.00	砂水川神社

月例話し方勉強会

秋の夜長のひととき

日時...9月18日(水)、午後6時30分~8時30分

会場...南公民館(脇田本町1-2、川越駅西口前、☎43-0038)

テーマ...上手な頼み方、頼まれ方

申込...参加ご希望の方は、電話でお申し込みください。なお、聴講料として100円、当日受け付けていただきます。

※くわしくは南公民館へお尋ねください。

公益質屋をご利用ください

場所...仙波町2-2-6 利子...1ヵ月3%

貸付...1世帯10万円まで 流質...4ヵ月

初めてのの方は米穀通帳または運転免許証と印鑑をお持ちください。

公益質屋(☎22-2617)

＝開発公社が組織変更＝

(財)川越市開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、8月31日川越市土地開発公社に組織変更しました。

たくましい中国の新しい姿!

中華人民共和国展覧会

9月20日(金)→10月10日(木)

東京晴海・東京国際見本市会場

▷開館時間 午前10時~午後6時(予定)

▷入場料 無料

ゴミ代替収集のお知らせ

9月23日(秋分の日) → 24日

9月23日は秋分の日のため、ごみ収集はお休みします。その日の収集予定地区(月・木地区)は24日に収集いたします。

環境整理課(☎24-8811 内線241-3)

川越の歴史



江戸時代になると徳川家康は天正十九年(一五九二)十一月古尾谷内から五十石を寄進しました。喜多院・東照宮等を除けばたいいの神社や寺は十石を寄進されるのがふつうでしたから、古尾谷八幡社がいかに大きかったかがわかります。しかも「先規のごく」とありますから、家康以前から五十石の社領を所持していたことがわかります。なお新編武蔵風土記稿によると拝殿・幣殿・内陣(本殿)全部銅瓦でふかれていたと思われまふ。御神体は束帯に威儀を正し笏をもった坐像で、本地仏は鉄盤内に弥陀三尊を鑄出したもので「いと古色なり」とあります。享保七年(一七三二)の棟札によると社家として忍田河内藤原道元、神子として多宮、宮人として高橋左衛門、高橋平八郎、伊藤次郎右衛門、堀井勘右衛門の四家が各記載されており、川越市史民俗編によると忍田、高橋両氏が奥山三軒、高橋、伊藤、堀井の三家が鳥居前三軒と各称され、この五軒を「ゴシュエン」(御朱印か)と言われたとあります。さて古尾谷八幡社のように広大な社領をもつ由緒ある神社になる

広大な社領 由緒ある神社

—古尾谷八幡社—

と、これを管理し維持していく機関が必要になります。それが別当灌頂院です。ほかの例では東照宮には別当として喜多院がありますし、今福の梅宮神社(菅原神社)は明見院が別当寺になっていました。明治時代以前は神仏混淆でしたから、このようにして管理してきたのです。灌頂院は宝聚山灌頂院東漸寺と称し、寺伝によると天長年間僧仁が詔を奉して法を東国に広めたとき錫を当地にとどめて灌頂の道場を建てたのに始まると伝えられ、開山は聖義法印で本尊は弥陀と記録されておりまふ。もつとも栄えたときは末寺が三十九カ寺もありました。院内には観音院般若院、宝塔院、神宮寺、大蔵寺、本行院の六院があり、大蔵、神宮両寺のほかは全部灌頂院の役僧がつとめておりまふ。前記した享保七年の棟札によると社僧として観音院泰寛、本行院龍観、般若院弁成、宝塔院天山と記載されておりまふ。これらの役僧が五十石という広大な、いわゆる「御朱印地」の管理にあたってきたわけだ。なお現在では東大久保が氏子から抜け新たに生子と南田島が氏子になっています。維持費は年一回の初穂料として氏子一戸当り米一升か二百五十円を徴収し、米は農協で引きとってもらって費用に充てております。(市史編さん室)

と、これを管理し維持していく機関が必要になります。それが別当灌頂院です。ほかの例では東照宮には別当として喜多院がありますし、今福の梅宮神社(菅原神社)は明見院が別当寺になっていました。明治時代以前は神仏混淆でしたから、このようにして管理してきたのです。灌頂院は宝聚山灌頂院東漸寺と称し、寺伝によると天長年間僧仁が詔を奉して法を東国に広めたとき錫を当地にとどめて灌頂の道場を建てたのに始まると伝えられ、開山は聖義法印で本尊は弥陀と記録されておりまふ。もつとも栄えたときは末寺が三十九カ寺もありました。院内には観音院般若院、宝塔院、神宮寺、大蔵寺、本行院の六院があり、大蔵、神宮両寺のほかは全部灌頂院の役僧がつとめておりまふ。前記した享保七年の棟札によると社僧として観音院泰寛、本行院龍観、般若院弁成、宝塔院天山と記載されておりまふ。これらの役僧が五十石という広大な、いわゆる「御朱印地」の管理にあたってきたわけだ。なお現在では東大久保が氏子から抜け新たに生子と南田島が氏子になっています。維持費は年一回の初穂料として氏子一戸当り米一升か二百五十円を徴収し、米は農協で引きとってもらって費用に充てております。(市史編さん室)

季節の話題

立秋(八月八日)から一カ月、日中の暑さはまだまだですが、朝夕の風は何んとなく秋を感じさせるさわやかな季節になってきました。あの暑かった夏をとりぬけて、ほつとといきしているところでしょう。夕食のあと縁側に腰かけていると、足のほうからスツと抜けるような涼しさが伝わってきます。これで、やつとしのぎやすい「新涼の秋」を迎えたわけですが、九月はいやや台風シーズンです。毎年必ずといっていいほどやってきて、日本のどこかへ上陸します。上陸しなくても、本土近くをとれば大雨を降らせたりして、被害を与えていきます。わが国が、よその国にくらべ

て気象の変化がはげしいのは、高気圧や低気圧がひんばんにとおる中緯度にあつて、しかもアジア大陸と太平洋の境目に位置しているからだ」と説明されています。台風は地震とちがって突然やってくるということはありません。気象庁や各地の気象台から刻々とその進路や速度がテレビ・ラジオで放送されますから、こわいといつても地震ほどではないでしょうが、台風は暴風雨をとまいませんから、上陸すれば上陸地付近はもちろん、その進路にあたる地方は被害をまぬがれません。平均風速三十メートルといえは去年の台風のとくと同じだからわが国は大丈夫：などのんきに構えてはいられません。風はたえず息をしながら吹くものです。時々刻々に変わる風の最大瞬間風速を計算に入れておかなければなりません。瞬間風速というのは平均風速の一・五倍といわれます。ですから平均風速が三十メートルでしたら、最大瞬間風速は四十五メートル



〈九月中・下旬〉

- 十五日(日)：敬老の日、老人福祉週間(二十一日まで)
- 二十日(金)：彼岸入り、航空日、動物愛護週間(二十六日まで)
- 二十一日(土)：秋の全国交通安全運動(三十日まで)
- 二十三日(月)：秋分の日
- 二十四日(火)：結核予防週間(三十日まで)
- 二十六日(木)：彼岸明け

「道」短歌会

短歌 だより

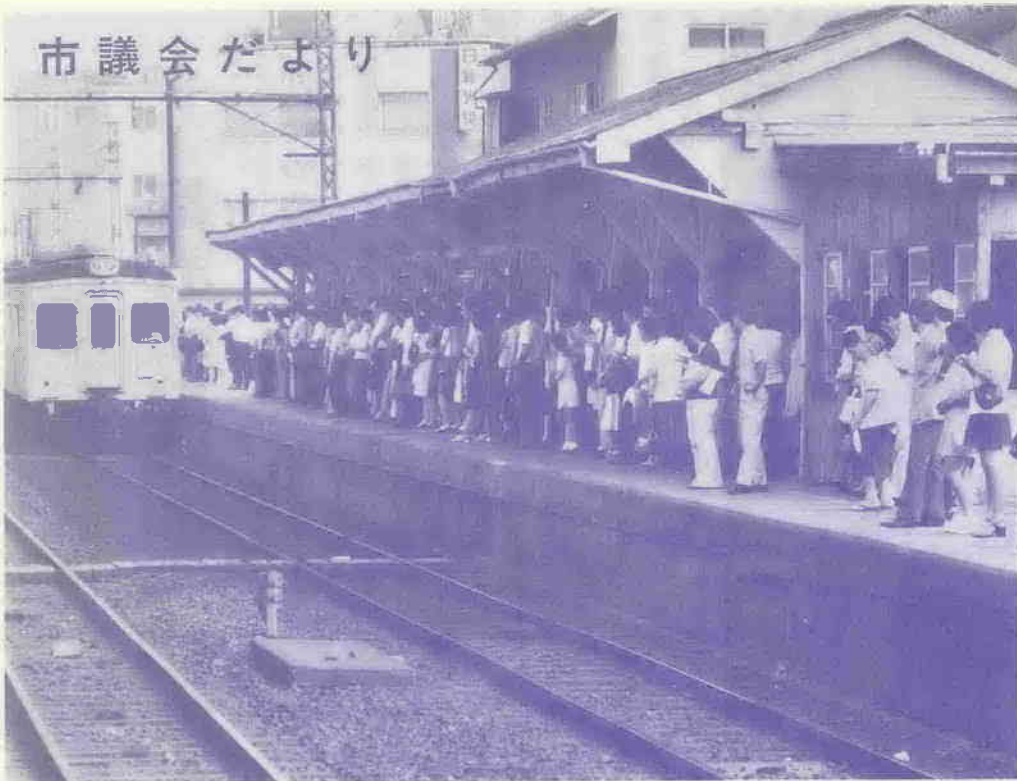
- 石崎 彰司 牧 研作
- 塩野 清
- 新井 美沙
- 小室とめ子
- 小室 ツネ
- 柿沢 登志
- 大森 ヨシ
- 吉田喜美子
- 井口はるひ
- 藤本 正子



プレゼント

- 社会福祉協議会(社会福祉協議会)
- 福社事業へ 千円
- 孔子さん、十万円
- 新宿団地九一〇四、浅井俊子さん、百二十円
- 西勝研二さん、三万円
- 直売所社会福祉協力会(善意銀行扱い)
- 福社事業へ
- 老人ホームへ
- 冷凍鯛百十尾
- 交通遺児福祉事業へ
- 本田技研工業(株)埼玉製作所狭山四輪整備研究会
- 石原町二一
- 内藤 宏さん
- 社会福祉事業へ
- 旭町一七
- 山根 伸さん
- 交通遺児福祉事業へ
- 大字砂新田一
- 長谷川真子さん

市議会だより



交通対策特別委員会報告

市民の足を考える — その① —

地下鉄13号線導入の成否は？

三線合同は市民的課題

ここにお届けする「川越市議会交通対策特別委員会報告」は、今や市民生活と切っても切れない深いつながりをもつ交通問題に対して、市政がどのように対処してきたか、また現状と将来への展望はどうかについて、市議会が調査研究を重ねた結果を市民の皆さんにご報告するとともに、皆さんが市議会・市当局といっしょになってこの問題を考えていただくための資料を提供しようとするものです。

特別委員会設置の目的

首都四十キロ圏に位置する川越市は、近年とくに著しい人口増加と都市化にともなう都市環境の整備計画策定と街づくりの上で、好むと好まざるにかかわらず、首都東京の影響をうけ、これを無視した都市政策は考えられない状況に当面しています。

特にその流通手段となる交通問題と、これに関連する諸問題については、多くの市民が

らの陳情・請願をはじめとして、川越市議会においても多種多様にわたる論議が重ねられて、市民各層から強い関心が寄せられているところでです。

このように多難な交通問題について、可及的速やかに、しかも総合的に対策を講じて、市民の悩みを解消し、福祉の増進をはかることは、市政の責務であると考えます。

そこで川越市議会においては、この問題の早期解決をはかるために、昭和四十九年一月二十八日、二十五名の委員からなる交通対策特別委員会（委員長後閑芳雄、副委員長森田 栄）を設置することになりました。

特別委員会では、第一回の会議

においてその審査事項を決定し、さらに審査の方法については、分科会制度を設けて調査研究をすることとし、第一・第二・第三の各分科会が設置されました。第一分科会は鉄道関係六件、第二分科会はバス・車関係六件、第三分科会は道路関係七件とそれぞれの付託事項の審査を行うことが決まりました。



第一分科会は

鉄道関係

第一分科会（会長関根永吉、副会長水村高次）は八名の委員によって構成され、次の六件の調査事項について、総合的な調査を開始しました。

- ① 地下鉄13号線の川越乗り入れについて
- ② 川越線の複線電化について
- ③ 三駅連絡の促進について
- ④ パイプライン建設反対について
- ⑤ 西武鉄道の延長について
- ⑥ 私鉄対策について

昭和四十九年一月三十一日、第一分科会は最初の会議を開き、付託案件に関するそれまでの経過と現況について、関係部課長の出席を求めてその説明を聞いた上、くわしく調査研究を行いました。

お願い

この交通対策特別委員会調査報告(その①)につきまして、ご意見、お問い合わせがございましたら、下記にご連絡ください。
川越市役所市議会事務局気付交通対策特別委員会あて
(☎24-8811, 内線605-8)

目次

- 市民の足を考える — その① —11P
- 地下鉄13号線の川越乗り入れについて12~14P
- 川越線の複線電化について15P
- 三線連絡の促進について16P
- パイプライン建設反対について17P
- 西武鉄道の延長について・私鉄対策について18P

さらに二月二十三日(全体会議)四月三十日(全体会議)、五月九日五月二十三日と会議を重ね、審査を続けました。
その結果、六項目についてそれぞれ「経過と現況」および「今後の展望と問題点」を中心に第一回の報告にまとめました。次頁以下はその概要です。

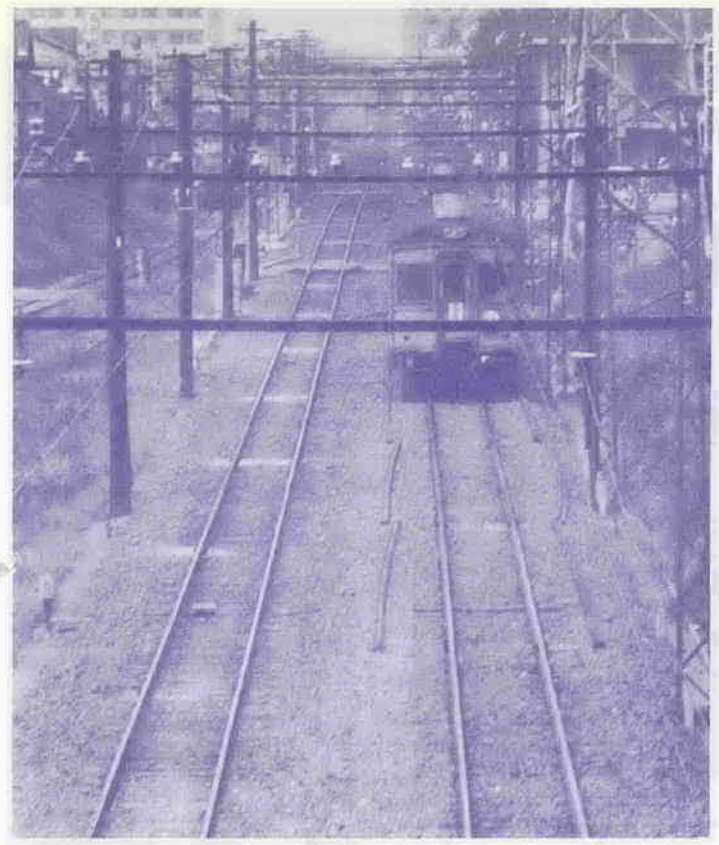
地下鉄13号線川越乗り入れについて

都36道路問題の解決が前提

問題の経緯

首都周辺部、特に人口急増の圏南においては、通勤・通学難の解消が行政の最も重要なテーマの一つであり、県および関係市町村は緊急課題としてこの対策に取り組み、努力を重ねてきました。

一方政府においても、首都圏内の衛星都市を結ぶ広域的な交通問題の解決をはかるために、運輸大臣は、昭和四十二年十一月、都市



↑【鶴頭坂から川越駅方面】

この審議会は、昭和四十三年に、同審議会は、昭和四十三年に、中間答申十号として昭和五十年年度の計画を発表しました。

さらに昭和四十五年より昭和四十七年三月まで、六十年目標の都市周辺高速鉄道計画の再検討を行い、さらに手直しをされた答申十五号「東京及びその周辺における高速鉄道を中心とする交通網の整備増強に関する基本計画」を運輸大臣に最終答申として提出しました。

この審議会は中間答申および最終答申のなかに、東京と埼玉南部都市をむすぶ地下鉄建設計画、地下鉄の東上線乗り入れが、通勤混雑の緩和策として取り入れられていました。

その具体策として、当初都営地下鉄6号線（日比谷―高島平）を高島平から和光市まで延長する路線免許が、すでに昭和三十九年十二月に、運輸省から東武鉄道に出されており、昭和四十三年六月には、東上線への乗り入れ工事施行許可も下りました。

これとあわせて和光市（旧大和町）から川越市までの沿線十市町村は、和光市を中心として「地下6号線建設促進協議会（会員沿線市町村長・議長）」を昭和四十二年二月に結成し、建設促進を推進してきました。

これを重視した川越市は、急ぎ関係市町村に呼びかけ、昭和四十五年六月、川越市長を会長とする「地下6号線建設促進協議会」に改組して情報交換あるいは対策等を協議するとともに、東武鉄道と東武鉄道に対し、当初の計画どおりの実現化を陳情しました。

その時点における知事および東武鉄道の意向は、既定方針に変更はないとのことでした。

その後促進協議会は、同年九月再び知事に促進方陳情し、昭和四十六年十二月には、運輸大臣と都市交通審議会東京圏小委員会あてに、既定方針どおり早期乗り入れを実現するよう陳情しました。

明けて四十七年一月には、促進

6号線計画が突然変更

ところが、東上線沿線の住民が期待をかけた沿線十市町村の「建設促進協議会」が運動と陳情を続けてきたこの計画が、昭和四十五年の春突然東上線乗り入れは中止となり、浦和・大宮方面に変更されたという記事が、ある新聞に掲載されました。

直ちに事情を問い合わせたところ、中央における都市交通審議会の下部組織である東京圏小委員会の決定であるとの解答がありました。

6号線に代って13号線計画が登場

前にも述べましたとおり、昭和四十七年三月、都市交通審議会は昭和六十年における「東京およびその周辺における高速鉄道を中心とする交通網の整備増強に関する基本計画」の最終答申を発表しました。

そのなかで、地下鉄6号線については計画変更をして、浦和・大宮の西側を回る路線とする答申を直したのです。

答申は新宿―志木

また、同審議会は、6号線の変更の代りに、新宿―池袋―向原―志木の地下鉄13号線の新設を答申しました。

その計画には、和光市―志木間を、東上線複々線化による乗り入れとすること、さらに事業主体については帝都高速交通営団とするなどが盛り込まれていました。

工事進む13号線

しかしながら、この35・36道路の建設と、これと不可分の地下鉄8号線の開通の見とおしは、樂觀を許さない現状にあります。

一方、13号線関係の工事も着々進行しています。

地下鉄池袋駅舎はすでに完成し問題の36道路について一日も早く住民の理解と協力を求めるために、放

約四岐の36道路

次に36道路ですが、東京都は、豊島区要町から練馬区平和台に至る、豊島・板橋・練馬の三区にまたがる延長四千二百九十メートルの放射36号道路と環状7号線より分岐北上する放射35号道路を立案し、昭和四十一年に都市計画決定をみました。

この計画線のうち、36道路起点の池袋より二千八十メートルの地点（豊島・板橋区境）までについては、地元住民の建設促進の要望が強く四十七年四月から建設事業が開始されました。

住民運動も多彩

そして昭和四十五年九月、36道路建設反対の住民組織が結成されたのをはじめ、一方には、36道路建設促進の住民組織も生まれ、道路に関する各種の住民運動が展開されてきました。

また、都議会・区議会に提出された促進・反対の請願・陳情は、十九件にもおよびました。

そこで東京都は、四十六年八月35・36道路建設に関する都政参加の中央対話集會を開いたのを手始めに、関係各地で延六回の住民対話集會を行いました。

約四岐の36道路

次に36道路ですが、東京都は、豊島区要町から練馬区平和台に至る、豊島・板橋・練馬の三区にまたがる延長四千二百九十メートルの放射36号道路と環状7号線より分岐北上する放射35号道路を立案し、昭和四十一年に都市計画決定をみました。

この計画線のうち、36道路起点の池袋より二千八十メートルの地点（豊島・板橋区境）までについては、地元住民の建設促進の要望が強く四十七年四月から建設事業が開始されました。

約四岐の36道路

次に36道路ですが、東京都は、豊島区要町から練馬区平和台に至る、豊島・板橋・練馬の三区にまたがる延長四千二百九十メートルの放射36号道路と環状7号線より分岐北上する放射35号道路を立案し、昭和四十一年に都市計画決定をみました。

この計画線のうち、36道路起点の池袋より二千八十メートルの地点（豊島・板橋区境）までについては、地元住民の建設促進の要望が強く四十七年四月から建設事業が開始されました。

しかし、豊島・板橋区境から石

地下鉄13号線とは――

地下鉄13号線は、起点の新宿から高田馬場・池袋を経由して東京都の都市計画道路として建設予定の放射36号道路（略称36道路、別図参照）の地下をとおし向原から北上、国道二五四号線の地下を経て成増に至り、そこから東上線に乗り入れて志木まで走る計画のものです。

前頁でもふれたように、この計画は昭和四十七年に都市交通審議会の答申によって具体化したものですが、東京都の36道路が難航しているため、路線の免許申請もまだ出されていません。しかし一部は地下鉄8号線の支線という形式で、すでに実質的な工事が進められています。

乗り入れして走り、向原地点から再び地下鉄13号線と分れて、練馬、中村橋、保谷に至るといっ計画のものです。

このルートのうち、前述した36道路関係の問題地点を残して、有楽町・池袋間が昭和四十九年九月の開通を目前に工事が進められていましたが、まもなく完成の段階に達しています。

地下鉄13号線と密接な関係のある地下鉄8号線の計画に少しふれておきます。

これは昭和四十三年に東京都都市計画決定がなされた事業で、都市交通審議会の答申では常盤線・亀有と、東京港湾岸の二つを起点としたものが豊洲の池袋より二千八十メートルの地点（豊島・板橋区境）までについては、地元住民の建設促進の要望が強く四十七年四月から建設事業が開始されました。

しかし、豊島・板橋区境から石



受け入れ体制整う

営団地下鉄と東武鉄道

さて、この地下鉄13号線の開通の見とおしですが、営団地下鉄(帝都高速交通営団の略称)では、一応昭和五十二年頃と考えているようです。

営団地下鉄と東武鉄道では、地下鉄13号線建設について、双方とも具体的に技術的な問題まで含めて相当つこんだ検討がされているようです。

現在和光市には、約三万坪の車庫用地が、営団と東武によってすでに買収されています。

関係機関の態度

このような現状をふまえて、川越市としては、地下鉄建設促進協議会とおして、関係機関に対して陳情・申し入れ等を行ってきています。

が、その主な内容とそれに対して受けた回答状況は次のとおりです。

運輸省

13号線の早期実現と、川越市までの延伸について強く申し入れました。特に6号線の場合のように、路線免許・工事施行許可まで下りながら一企業の採算上の理由からほごになるようなことのないよう、答申の線にそった実行の指導監督をされた旨申し入れました。

建設省

特に東京都の放射35・36号道路の問題を取り上げ、建設省の側か

営団地下鉄

さらに重大なことは、問題の東京都の放射35・36号道路の解決の見とおしです。

都市計画決定より八年の歳月を費やし、いまだ解決を見ていません。川越市としても、今後の動向に十分注意を払いながら、早期実現のための努力を続けて行く必要があると思われれます。

申し入れ事項とその回答状況

東京都

常陸副知事から次のような回答を得ています。

- 1、地下鉄8号・13号線は承認している。それにあわせて、放射35・36号道路を建設するため、住民と折衝している。
- 2、特に36号道路の一部に全然既設の道路のない部分があり、問題になっているが、「36調査会」をつくらせて住民の声を取り入れて進めるようにしている。
- 3、「36号道路が進まないために地下鉄が遅れていると聞いているが」との問いに対し、「道路と地下鉄は全然別個のものと考えている。したがって道路がなくても推進工法でできるはずである。」
- 4、付近住民の間にも、地下鉄の要望が強いので、早急にまとめるようにしたい。

東武鉄道

東武鉄道(本社)の態度は次のとおりです。

- 1、地下鉄13号線はまだ認可されていないが、営団との話し合いで新宿一和光市間は営団が担当、和光市以北については東武が受け持つことになっている。
- 2、和光市・志木間は、東上線の複々線工事で、すでに四十八年十一月、工事認可が下りている。
- 3、朝霞までは複々線の用地買収

問題点はなにか

36号道路

放射36号道路の解決なくして地下鉄13号線の開通は考えられないことだ。

この道路については、前にも詳述したとおり、昭和四十一年の都市計画決定による、豊島区要町から練馬区平和台に通ずる延長四千二百九十メートルの計画道路ですが、このうち豊島・板橋境から石神井川に至る二十キロの全面買収区間は教育環境の問題などもからんで、非常に難航しています。

今後の対策

放射36号道路の問題解決をはからなければ、地下鉄建設の促進は望めませんので、この道路建設に関係する諸機関、特に東京都の関係部局に対し、今後も引き続き事業促進の運動を展開する必要があります。

- ① 放射36号道路の問題解決をはからなければ、地下鉄建設の促進は望めませんので、この道路建設に関係する諸機関、特に東京都の関係部局に対し、今後も引き続き事業促進の運動を展開する必要があります。
- ② 志木以北の地下鉄延長については、東武・営団双方に働きかけが必要ですが、特に東武に対しては、強力に申し入れをすることが必要と思われれます。

軍需輸送から県民の足に

進展しない改善策

川越線の複線電化について

川越線は、昭和十五年に、大宮―東飯能間三六・一キロを、沿線に存在した日進の陸軍造兵廠上福岡火工廠、豊岡陸軍士官学校等の軍需輸送を確保するとともに、沿線住民の便も併せはかるという両面の目的で開通されました。

しかしどちらかというと、軍事的が主眼で、短時に建設されたため路盤は軟弱であり、かつ単線のためスピードアップが困難となっているなどの弱点を抱えながらも、県西と京北を結ぶ唯一の国鉄線であり、開通以来県民の足として親しまれ、利用されてきました。

ところが戦後、軍事目的の消滅と沿線人口の急増によって、県民の足としての重要性がますます高まってくる中で、輸送力の改善対策は一向になされず今日に至っていることは、利用者の不便はもとより、沿線各市町の発展を阻害する要因となつて、きわめて残念なことです。

しに強くなっているにもかかわらず、国鉄はこうした声を貸さないばかりか、無人駅の設置、手小荷物扱いの廃止などの合理化計画を押し進め、沿線住民の不満は一層つのりました。

運動の経過

輸送力増強促進委員会

そこで利用者、住民は「川越線をよくする会」等の住民組織をつくり改善運動を進める一方、川越市では改善の基本は川越線の複線電化であるとの原則にたち、市民要望を早期に実現するため、次のように改善努力を進めてきました。

- ①国鉄は昭和四十五年四月二十日「国鉄営業近代化計画」を発表しましたが、この中に川越線の合理化計画が含まれていましたので、同年四月二十七日、川越市において沿線の三市一町からなる「川越線輸送力増強促進委員会」を開催して対策を協議しました。この席上川越市長は、川越線の合理化に強く反対、複線電化について早期実現を申し入れる提案をし、全員の賛成を得た結果、県および国鉄へ

県内交通機関の改善強化をはかるため、埼玉県輸送力増強促進委員会が設置され、一部においてはかなりの成果をあげてきましたが、川越線に限っては、赤字路線というらしく印のもとに、改善策はほとんど実を結ぶに至りませんでした。

- ①高麗川駅での連絡時間が短縮されたこと。
- ②川越線は赤字路線ではあるが、赤字経営団体に入らなかつたこと。
- ③四月十五年七月十七日、市企画部長と地区代表は、西川越駅の合理化反対について国鉄本社に陳情しました。
- ④四月十五年十二月二十五日、県輸送力増強促進委員会各線正副会長市町村主管部長会議が浦和市自治会館で開催されましたが、川越線関係については大きな改善はみられず、わずかに次の事項が報告されました。
- ⑤四月十六年一月二十一日、川越線輸送力増強促進委員会を本市で開催、高麗川駅での待ち合わせ時間が短縮されたほかは、具体的な進展がみられないとの報告がなされました。
- ⑥四月十七年四月十五日および五月二十五日に、川越線輸送力増強促進委員会を本市で開催、住民の要望事項について集約をした結果、
- ⑦市企画部長と輸送力増強促進委員会各線正副会長市町村主管部長会議が浦和市自治会館で開催されましたが、川越線関係については大きな改善はみられず、わずかに次の事項が報告されました。
- ⑧四月十六年一月二十一日、川越線輸送力増強促進委員会を本市で開催、高麗川駅での待ち合わせ時間が短縮されたほかは、具体的な進展がみられないとの報告がなされました。
- ⑨四月十七年四月十五日および五月二十五日に、川越線輸送力増強促進委員会を本市で開催、住民の要望事項について集約をした結果、
- ⑩市企画部長と輸送力増強促進委員会各線正副会長市町村主管部長会議が浦和市自治会館で開催されましたが、川越線関係については大きな改善はみられず、わずかに次の事項が報告されました。

以上が今日までの主な経過ですが運動の成果としては、①国鉄は赤字路線の川越線を縮少・廃止するといふ当初の合理化方針を変更したこと、②首都五十キロ圏通勤輸送力増強促進委員会を本市で開催、高麗川駅での待ち合わせ時間が短縮されたほかは、具体的な進展がみられないとの報告がなされました。

市議会の中に交通対策特別委員会を設置

四月十八年五月一日、県開発部長を名をもって、鉄道輸送力増強に関する要望について再度提出依頼がありましたので、川越線関係について次の要望書を提出しました。

①川越線は東京外郭環状線として多くの市民が利用している現状から、複線電化と環状運転の実現を早期にはかられたい。

②大宮―川越間の運転間隔を、ラッシュ時十五分、川越以西を三十分にとされた。

③中間駅を設置されたい。

④日進駅に北口を設置されたい。

⑤無人駅を解消し普通駅とされたい。

⑥四月十八年十二月、川越市議会は議員発議により、川越線の輸送力増強促進等市民の足を確保するための交通諸問題の早期解決を図るために、交通対策特別委員会を設置し、市民と共に強力な運動を推進していくことを決めました。

一部車両の増結など前進が予定されていること、などがあげられます。

しかしながら、国鉄当局は、赤字財政・運賃値上げの先送りなどを理由に、川越線の改善要望、複線電化について、本年度はまだ具体的な予算措置をしておりませんので、実施についてはなお前途多難な実情です。

当交通対策特別委員会として、今後とも、市民と共に前述の方針の早期実現に、精力的に取り組んでいく覚悟です。

縮少・廃止は阻止 実現には前途多難

以上が今日までの主な経過ですが運動の成果としては、①国鉄は赤字路線の川越線を縮少・廃止するといふ当初の合理化方針を変更したこと、②首都五十キロ圏通勤輸送力増強促進委員会を本市で開催、高麗川駅での待ち合わせ時間が短縮されたほかは、具体的な進展がみられないとの報告がなされました。

市議会の中に交通対策特別委員会を設置

四月十八年五月一日、県開発部長を名をもって、鉄道輸送力増強に関する要望について再度提出依頼がありましたので、川越線関係について次の要望書を提出しました。

①川越線は東京外郭環状線として多くの市民が利用している現状から、複線電化と環状運転の実現を早期にはかられたい。

②大宮―川越間の運転間隔を、ラッシュ時十五分、川越以西を三十分にとされた。

③中間駅を設置されたい。

④日進駅に北口を設置されたい。

⑤無人駅を解消し普通駅とされたい。

⑥四月十八年十二月、川越市議会は議員発議により、川越線の輸送力増強促進等市民の足を確保するための交通諸問題の早期解決を図るために、交通対策特別委員会を設置し、市民と共に強力な運動を推進していくことを決めました。

一部車両の増結など前進が予定されていること、などがあげられます。

しかしながら、国鉄当局は、赤字財政・運賃値上げの先送りなどを理由に、川越線の改善要望、複線電化について、本年度はまだ具体的な予算措置をしておりませんので、実施についてはなお前途多難な実情です。

当交通対策特別委員会として、今後とも、市民と共に前述の方針の早期実現に、精力的に取り組んでいく覚悟です。



三線合同現状では困難 連絡乗降口の設置を検討中

三線連絡の促進について

東武、西武、国鉄の三線合同駅の建設は、川越市民と周辺住民にとって懸念の課題であり、長年の悲願になっていきます。

市内には現在、東武東上線に新河岸、川越、川越市、霞ヶ関、鶴ヶ島の五駅、西武新宿線に本川越南大塚の二駅、国鉄川越線には南古谷、川越、西川越、的場、笠幡の五駅と合計十一の駅(川越駅は東上線と川越線に共通)があります。しかし、これらの駅はいずれも本市の中心駅と呼ばれるにふさわしい条件が備わっておらず、逆に川越には鉄道中心駅がないといわれるゆえんにもなっています。

実現寸前で中止 住民の強い反対が原因

住民の強い反対が原因

三線合同の最初の構想は、昭和十五年の国鉄川越線開通前に、行政段階で計画されました。すなわち、昭和十四年、埼玉県都市計画地方委員会(現在の県都市計画課の前身)と川越市が協議し、現在の赤心堂第二病院付近に東西駅前広場を設け、国鉄・東武は平行、西武線には段差を設けて三線合同駅をつくらうというものでした。国鉄川越線は、別の項(川越線

の複線電化について)でも説明しましたとおり、主に軍事的な目的から、陸軍省の強い要請で鉄道省が建設したものです。関係する土地の買収にあたっては、地主に印鑑持参で出頭せよとの通知が出され、説明会場には憲兵が待機して無をいわず買上げを進めました。このため工事費が約五十万円(当時小学校建設費は一枚五万円程度でした)で、これは十校分の費用で、現在では五十億円以上の価値になります。あまることになり、時の鉄道大臣前田米藏氏の英断で、これを西武線の乗り入れ、駅前広場や駅舎の建設など三線合同の費用に充てることになりました。

が、いずれも舟便輸送業者をはじめ利害関係者の巧みな宣伝に惑わされて大量輸送機関に反対した市民性、進取の精神よりも現状保持を好む地域性にあることも否めな事実でしょう。なお現在の川越

市駅は、当時六軒町駅の通称で市民に親しまれていましたが、地理的には田沼沢村(昭和十四年十二月川越市に合併)に属していたため、前述の反対陳情には加わっておりませんでした。

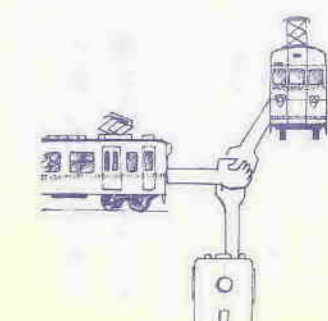
住民の保守性も一因

なぜ川越市民は三線合同駅に反対したのか、当時のことを知るには文献的にも実態的にもこれを究明する資料が乏しいのですが、軍の高圧的な土地買収や、鉄道省、県、市の官僚的な建設計画推進にささやかな抵抗を試みたことや、駅利用者や商業者の不信除去がなされなかったことなども、理由の一つといえましよう。しかし、見逃すことができないのは、明治年間に計画された国鉄高崎線や上越線が川越を経由する予定だったの

川越駅周辺整備 問題協議会が発足

さらに昭和四十四年に至り、川越駅を中心とする都市再開発計画の進行と並行して、東武・西武・国鉄の三線合同を目的とする駅周辺の整備計画などを調査研究するため、川越駅周辺整備問題協議会

が発足しました。そして昭和四十五年一月から昭和四十六年三月まで視察を含めて五回の協議を重ねた結果、同協議会では、「三線の交わる中央通りガード付近に合同駅を設置することが理想だが、現状では極めて困難なので、段階的措置として、東上線と西武新宿線が交差する中央通りガード付近に西武鉄道への乗降口をつけ、川越駅および川越市駅との連絡を緊密にする」との案を市長に答申しました。



市民生活の安全を守ろう

パイプライン建設反対について

経済成長に伴う石油類の消費増加により、国鉄は石油製品輸送の一大動脈を作るとして全国石油パイプライン計画の一環として、京浜、南埼玉間パイプライン建設計画を発表し、さらに南埼玉着ターミナルを本市古谷地区に設置する方針を実施しようとしています。

い(既に外国では重大事故が数例発生している)。⑤大型農業へ移向の段階であり、基地用地八万坪の広大な農地を奪われれば営農が成り立たず、多数農民の生活が破壊される。⑥パイプライン方式を採用しているアメリカ、ソビエト等と比べて国土が狭少であり、か

つ気象条件が全然異なるので安全性の保障がない。⑦大手石油メーカーの利益擁護策のため市民生活が根本から脅かされることは容認できない。などの理由から、次の経過をたどる中で、全市民の問題として取り組み対処してきました。

全市あげて反対 総理へも意見書

経過

①四十七年六月十四日市議会に於いて、石油パイプライン建設計画について一般質問により問題が提起されましたが、市理事者側からは具体的な承知してないとの答弁がなされました。②四十七年七月二十六日市議会に於いて国鉄側より市に対し計画について説明がなされました。③四十七年八月二十一日市議会全員協議会において、計画概要について国鉄側より説明がなされました。④四十七年十月六日同じく市議会全員協議会において本計画案に対し議会側より質疑が集中し、安全性、地区住民に及ぼす影響、利用者の不安等市民生活の平穏が保持されないとの理由から、建設計画の不当性が厳しく追及されました。⑤四十七年十月二十七日市議会において再び質問がなされ、市長は計画に反対の態度を表明しました。同時に関係各省大臣(運輸大臣、通産大臣、自治大臣)および国鉄総裁等に対し、計画を即時中止するよう意見書を提出すること、市民全体の問題として考え反対運動の組織を結成することが確認されました。⑥四十七年十一月川越市議会をもつて総理大臣ほか関係

が、いずれにしましても、三線合同の構想は軍部のあと押しがあり、実現するか否かにかかわらず、市民性を十分に考慮しない為政者の甘い判断から失敗したことは事実であり、本市の都市計画に悔いを残したことも事実です。

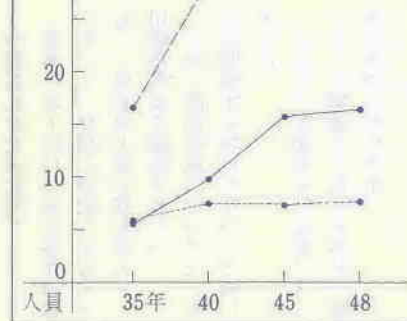
以上が今日までの主要な経過となっておりますが本市あげての反対運動の結果、国鉄内部においても計画の練直し(規模の縮小、計画の修正)等について慎重論が出ています。川越線の輸送力増強は、沿線住民の増加に伴う必然的な要求であり、その妥当性は何人も否定できないものだからです。

私たちは市議会内に設置された交通対策特別委員会の機能を十分に活用し、調査活動等により現状認識を的確に行い、当初の方針どおり本市の自然環境を守り、市民の生活と権利を守るため、万全を期してゆく考えです。



この計画は、関東内陸部の石油類の需要を満たすため、その輸送手段として、横浜、八高、川越各線の軌道敷地にパイプを敷設し、川崎地区の精油所、貯油所から圧送により、年間七二〇万キロリットルをターミナルまで送油するというもので、石油着ターミナルは、前述の古谷地区に、貯油量一四万キロリットルの貯油タンク基地群を、約二五万平方メートルの用地内に建設しようとするものです。

本市としては、①軌道敷地内の送油管の敷設は列車振動による危険が分子測され乗客の不安が大きい。②多数のタンクローリー車(一日約六百台〜七百台といわれる)が集結するための交通公害の発生。③地元農業振興計画が不可能になる(予定地は一級農地に指定されている)。④地震その他災害発生の際の危険度が極めて高



1日の市内三線利用者数(乗車人員)

西武鉄道の延長について

川島方面の都市開発が力ギ



昭和三十三年六月十日第三種郵便物認可
月二回(十日・二十五日)発行(一部四回)

西武新宿線本川越駅の開設は、明治二十八年、今から八十年前のことです。この年、川越鉄道(西武鉄道の前身)の手によって、中央線国分寺―川越(現在の本川越間が開通し川越で最初の駅が置かれたわけですが、当時の人口はわずか二万六千五百人ほどでした。その後昭和二年に、この線の途中駅東村山と山手線高田馬場を結ぶ区間が開通して、本川越―高田馬場間に直通電車が走るようになりました。さらに昭和二十七年になって、高田馬場―西武新宿間が開通し、西武新宿線が完成、現在に至っています。

多い北部の利用者

同線の利用者は、川越狭山工業団地の造成など沿線の開発が進むにつれて、近年著しく増加し、現在本川越駅の乗降客は一日約二万四千人にのぼっています。そしてこの過半数は市内中央部以北の人で、本川越駅までの便はバス、自転車等を利用しての状況です。このため本川越駅以北への延長問題が生じていますが、市が西武

鉄道に対して非公式に打診した結果では現在のところ、次のような回答が出されています。

「川島町の都市開発の進み方とあわせて延長問題を考慮したい。現本川越駅は駅舎を約百メートル南側に移し、現駅舎と鉄道敷地の跡地を利用して商業施設を作る考えだがその建設に際しては、延長する場合に支障のない構想にするよう検討したい。さらに川越市中

心市街地整備構想ともあわせ協力して、三線連絡計画を進めたい。なお、西武新宿線の今後の方針は各駅舎の改造を進め、昭和五十年より現在の六両連結を八両連結にし、その後さらに複線化を実現し輸送力の増強をはかる。」

市街地縦断も問題

この回答でも明らかのように、延長問題の中の一つの大きな課題は、川越市北部あるいは川島町方面の沿線(字疋)人口が、民間企業の腰を上げさせるほどには至っていないということ。もちろん鉄道が敷かれることによつて、沿線の人口が急速に増えることは十分に予想できることですが、営利を目的とする企業が、最初から採算を無視して新規事業に取り組み

市民の足を支える両線

私鉄対策について

首都圏のベッタタウンの都市に位置づけられる本市の交通網は、私鉄各社に負うところが大きいです。すなわち、明治年間に開通した西武新宿線は、市中央部から南部地域の主要な足となり、また大正年間に開通した東武東上線は、本市の東部から西部にかけて横断し、最も重要な役割を担っています。近年は人口の社会増に伴って、利用人員もうなぎのぼりになっていることは、前頁の図によっても明確です。

本市の私鉄対策の問題点を各線

ことを期待するのは難しいと思われ。また、第二の問題点は、本川越駅以北の経路です。現在の線路を単に図面上で延長すれば、当然中央通り付近の市街地の中央を縦断することになりますが、このような地域では、土地の買収は不可能に近いでしょう。そうかといって市街地を大きくくわいする経路では、市民の便宜というものを考えると、疑問を抱かざるを得ません。

たとえば、南大塚から入間川の川原まで敷かれていた砂利運搬用の安比奈線(現在休止中)を笠幡駅まで延長して、国鉄川越線と連絡するという案がうわさされたこともあるようですが、鉄道敷設の効果からみて、実現するみとおしは少ないといえます。

- ごと列挙してみますと、現段階ではほぼ次のようになります。
- 〈東武東上線〉
- ①輸送力増強対策、とくに複々線化、車両の増結、運転間隔の短縮
 - ②スピード化と安全対策、
 - ③新河岸、川越、川越市、霞ヶ関、鶴ヶ島の駅舎改造と駅前整備、
 - ④霞ヶ関、鶴ヶ島の急行停車
- 〈西武新宿線〉
- ①入間川以北の複線化、
 - ②南大塚駅舎の改造と駅前整備、
 - ③スピード化と安全対策
- これらの問題に対する取組みは

私鉄各社の営業方針や乗客サービスの考え方左右されますが、公共輸送機関の使命からいいますと、地方自治体が住民の意向を正確につかんで関係機関に働きかけることが重要です。

私鉄各社への要望

県内の私鉄対策は国鉄を含めた埼玉県輸送力増強促進委員会が一元的に取組まれています。本市に関連する私鉄各社に対する要望としては、①都市交通審議会が答申された路線を早急に建設する。②輸送需要に対応して路線増設をはかる。③施設の改善等の諸方策を講じ、運転間隔の短縮および車両増結をはかる。④駅施設の整備改善をはかり、利用客の便をはかる。とくに、改札口の両側設置または橋上駅舎を促進する。⑤駅前広場の整備および道路との立体化は、交通事故の防止、交通渋滞の解消、都市計画の立案等の面から、地元と十分協力し、その要望にそつて建設を促進する。⑥騒音振動などの公害対策には十分な配慮を講ずる。⑦他線との接続不良をすみやかに解消する。⑧身体障害者のための駅設備の改良には特段の措置を講ずる。などとなっています。このことを前提条件にして輸送力増強促進委員会では、各社へ次の点を要望しています。

- 〈東武東上線〉
- ①都市交通審議会が答申のあった地下鉄13号線は、川越市内まで乗入れさせたい。
 - ②都市化の著しい地域にあつては、これに対応できる新駅を設置されたい。
- 〈西武新宿線〉
- ①複線化は一部を除いて用地買収が進んでいます。しかし複線化よりも増発・増結が急務であり、とりあえず現在の六両編成を八両編成にする予定です。また南大塚駅の広場は、市と協力して考えていきます。

帝都高速度交通営団

懸案の地下鉄13号線を答申路線にそつて、早期に完成させるとともに、東武東上線と相互乗入れし川越市内まで運転されたい。なお、西武鉄道については、本市に關係する項目がないので略しました。

これらの要望あるいは前に述べたような問題点に対する各社の態度は次のとおりです。

各社の態度

〈東武東上線〉

複々線化は、地下鉄13号線の関係で志木まで計画されていますが志木以遠は計画にのぼつておらず同線の輸送需要に応じられなくなる時点で検討することになりそうです。増発・増結などは、本年八月に実施のダイヤ改正でかなり前進がみられています。中でも車両は六両編成を八両編成に、増発もラッシュ時の間隔を短縮。また急行も従来の一時間当り一本を三本に増発し、川越市以遠は各駅停車としました。安全対策も、線路は高速運転に適した敷設保守体制になっており、池袋―川越市間で一分から五分のスピード化が行われました。その他、駅前改造は市の計画にあわせて進める予定です。

複線化は一部を除いて用地買収が進んでいます。しかし複線化よりも増発・増結が急務であり、とりあえず現在の六両編成を八両編成にする予定です。また南大塚駅の広場は、市と協力して考えていきます。